

公立大学法人宮城大学名誉学長称号授与規程

令和5年6月1日

規程第191号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学（以下「本学」という。）の名誉学長の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(授与の要件)

第2条 名誉学長の称号は、本学の学長として退職し、教育研究、社会貢献又は大学運営に当たり、特に顕著な功績があった者に授与する。

(授与の決定)

第3条 学長は、前条に該当する者があったときは、教育研究審議会の議を経て、名誉学長の称号の授与を理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、前項の規定により学長の申出があったときは、理事会の議を経て、名誉学長の称号の授与を決定するものとする。

(称号の授与)

第4条 名誉学長の称号の授与は、称号記（別記様式）を交付して行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、名誉学長の称号の授与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (R5.5.31 第200回理事会)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

元号〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇 〇〇 (氏名)	称号記
元号〇〇年〇〇月〇〇日生		
宮城大学名誉学長の称号 を授与する		
公立大学法人宮城大学 理事長 〇〇 〇〇		